

## 随意契約理由書

1 業 務 名	システム管理業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、「情報処理サービスにおいて、阪神高速グループネットワークを通じて、高い利便性を有し、オンデマンドベースでのアクセスを提供するサービス（「阪神高速クラウド」）、「業務支援を行うシステムの中で情報システム室において管理端末を具備管理し、かつ、サーバーマシン群が主に阪神高速グループネットワーク内に設置しているシステム（「総合情報システム」）、「総合防災システム」、「入退室管理システム」、「会議室予約システム」及び「在席管理システム」について、システムが合理的かつ安定的なサービス提供及び稼働を維持するため、当該システム及びネットワークの運用・維持・管理作業を行い、併せて障害対応及び各種調整作業等を行うものである。</p> <p>当該システム群は、構築過程の異なる各種システムがグループネットワーク上に共存しており、本業務の遂行にあたっては、その独自の構造及び関連する実務について精通し、当社の意図を的確かつ迅速に反映しつつ、グループネットワークによる監視を行い、システム群が継続的かつ安定的に稼働する管理水準を確保できることが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略及び方針に基づき、グループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、グループネットワークを構成する一員であると共に、各種システムが共存しつつ一体となって稼働する当社独自のシステム環境の構築を行い、同時に既設システム環境の構築と密接不可欠な管理を継続して担ってきた。したがって同社は、運用に関するノウハウを有し、当該システム群を継続して安定的に稼働させることができる唯一のものであると認められる。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	